

茨城労働局発表
平成30年5月29日(火)

【照会先】
茨城労働局総務部 労働保険徴収室
室長 柳橋 清美
室長補佐 青木 豊
(代表電話)029(224)6211(内線 151)
(直通電話)029(224)6213

労働保険(労災保険・雇用保険・一般拠出金)の 年度更新について

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます。)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定した後に概算に対して精算いただくという方法をとっています。これが「年度更新」の手続きです。

したがって、事業主の方は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付を、毎年6月1日から7月10日までの間に行う必要があります。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがあります。

また、平成30年度は労災保険率が改定されておりますので概算保険料の算定にご留意願います。雇用保険率は平成29年度と同率です。

【申告期間】

平成30年6月1日(金)から7月10日(火)まで
労働保険年度更新申告書は、5月末日までに事業場に届くように発送を予定しています。

【受理相談会】

7月6日から7月10日において、県内各地で受理相談会を実施しておりますので、ご利用ください。

日程や会場は、茨城労働局総務部労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、相談に当たり、賃金集計表や一括有期事業報告書を事前に作成・持参していただければ、迅速に対応することができます。



<別添資料>

- 別添 1 労災保険率の改定
- 別添 2 年度更新申告書受理相談会について
- 別添 3 労働保険料等の口座振替制度等について
- 別添 4 労働保険料（労災保険料、雇用保険料）の使用用途について
- 別添 5 電子申請 ーカンタン・便利な電子申請でー